

◇大阪市水道局事務分掌規程の一部を改正する規程

- 1 重要事項の調査等を所管する理事及び管路更新推進担当部長を設置することになりました。
- 2 総務課、企画課、職員課、計画課及び土木施設課の事務分掌を見直しすることになりました。
- 3 その他必要な規定の整備をすることになりました。
- 4 この規程は、令和8年4月1日から施行することになりました。

(水道局総務部総務課)